

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
株式会社 ヴ ィ ン ク ス
代表取締役 社長執行役員 藤 田 俊 哉

第29回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第29回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第29期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更後の定款の内容は後記のとおりであります。
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に藤田俊哉、今城浩一、木元 覚、竹内雅則、豊田浩一、岡嶋秀実、川口 勉、大石健樹の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に吉田 裕、村田智之の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に松倉 哲氏が選任されました。

第5号議案

退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役大西 誠、服巻俊哉および退任監査役水口 賢の3氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任することについて、承認可決されました。

以 上

<ご参考>

変更後の定款の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
第1条～第10条 (条文省略)	第1条～第10条 (現行通り)
第11条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第11条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>1</u> 2月31日とする。
第13条～第39条 (条文省略)	第13条～第39条 (現行通り)
第40条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から <u>翌年3</u> 月31日までの1年とする。	第40条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 2月31日までの1年とする。
第41条 (条文省略)	第41条 (現行通り)
第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1</u> 2月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9</u> 月30日とする。	2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6</u> 月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

変更前	変更後
<p>第43条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第43条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条（第30期の事業年度）</u> 第40条の規定にかかわらず、第30期の事業年度は、2018年4月1日から同年12月31日までの9か月間とする。</p> <p><u>第2条（第30期の中間配当の基準日）</u> 第42条第2項の規定にかかわらず、第30期の事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</p> <p><u>第3条（附則の有効期限）</u> 本附則は、2018年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>

お知らせ

1. 期末配当金のお支払について

第29期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により払渡期間内（平成30年6月27日から平成30年7月26日まで）にゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

なお、配当金の振込先をご指定の株主様には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封させていただきましたのでご確認ください。また、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金の支払の都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

2. 配当金のお振込扱いのご案内

安全・確実に配当金をお受け取りいただくために、個別銘柄指定方式、登録配当金受領口座方式、株式数比例配分方式のご利用をお勧めいたします。

<お手続きのお申出先・お問い合わせ先>

お取引証券会社へお問い合わせください。

以 上